

鉛

鉛を取扱う業務等においては、鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者は作業に従事する労働者の指揮、監督等を行うこととなっています。

(法第 14 条、令第 6 条、別表第 18)

講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
鉛による健康障害及びその予防措置に関する知識	3	11
作業環境の改善方法に関する知識	3	
保護具に関する知識	1	
関係法令	3	
修了試験	1	

鉛 業 務

- 1 鉛の精錬を行う工程における焙焼、焼結、溶鉛又は鉛等若しくは焼結鉛等の取扱いの業務(鉛又は鉛合金を溶融するかま、るつぼ等の容量の合計が50リットルを超えない作業場における450度以下の温度による鉛又は鉛合金の溶融又は鉛合金の溶融又は鋳造の業務を除く。次号から第7号まで、第12号及び第16号において同じ。)
- 2 銅又は亜鉛の精錬又は精錬を行う工程における溶鉛(鉛を3パーセント以上含有する原料を取扱うものに限る。)、当該溶鉛に連続して行う転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム(銅又は亜鉛の精錬又は精錬を行う工程において生ずるものに限る。)の取扱いの業務
- 3 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鋳造、破碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれから取り出す業務
- 4 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
- 5 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鋳造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鋳込みの業務
- 6 鉛化合物(酸化鉛、水銀化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鋳造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煨焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器に入れ、若しくはこれから取り出す業務
- 7 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
- 8 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
- 9 鉛装置の内部における業務
- 10 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)

物質名	用途等
鉛	管板、合金、ライニング、各種原料、 電線ケーブル、蓄電池
亜酸化鉛	鉛の溶融時に発生する、浮渣
一酸化鉛	化合物原料
(密陀僧, リサージ)	蓄電池、ガラス、エナメル
四三酸化鉛	塗料、釉薬原料、ガラス、ゴム、
(鉛丹, 光明丹)	
二酸化鉛	蓄電池

(過酸化鉛)	
三二酸化鉛	顔料
水酸化鉛	顔料
塩化鉛	各種化合物原料
塩基性炭酸鉛	顔料、絵具、塗料
(鉛白、白鉛)	
炭酸鉛	白鉛鉱として天然に産出
珪酸鉛	ガラス、防火性織物
硫酸鉛	絵具、ゴム、塩ビ安定剤
クロム酸鉛(黄鉛)	絵具、接着剤、耐酸セメント
チタン酸鉛	絵具
硼酸鉛	ペイントドライヤー
砒酸鉛	殺虫剤(農薬)
硝酸鉛	媒染剤、爆薬、増感剤
酢酸鉛(鉛糖)	医薬、染料、顔料
ステアリン酸鉛	塩ビ安定剤
硫化鉛	方鉛鉱として天然に産出